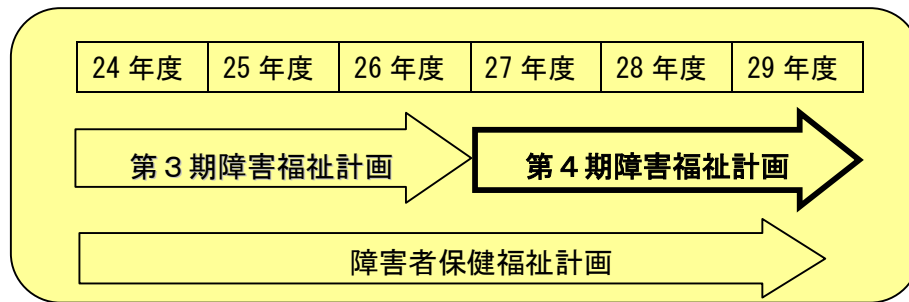


第 4 期仙台市障害福祉計画 中間素案

1 計画の位置づけ

第 4 期計画は、障害者総合支援法の規定により、3 年間を計画期間とする市町村障害福祉計画として障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として策定するとともに、障害者基本法に基づき定めた「障害者保健福祉計画（平成 24～29 年度）」の後期 3 年間の実施計画として位置づけます。

計画期間は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間です。



2 基本理念、基本目標及び基本方針

現行の仙台市障害者保健福祉計画と共通の観点で推進を図る必要があることから、次の理念、基本目標及び基本方針を継承します。

(1) 理念

「共生の都」・「共生する社会」

(2) 基本目標

「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、
自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現」

(3) 基本方針

- ① 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進
- ② 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
- ③ 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
- ④ 就労や社会参加による生きがいづくり
- ⑤ サービスの充実と質の向上

3 障害のある方を取り巻く現状について

- (1) 障害者手帳所持者数の増加
- (2) 難病認定者数の増加
- (3) 重度の障害者（障害支援区分 5，6 の障害者）の増加
- (4) 障害福祉サービス利用者数の増加
- (5) 市立小学校における特別支援学級在籍児童数の増加
- (6) 特別支援学校高等部卒業生徒数の増加
- (7) 合同・訪問ヒアリング調査で見えてきた課題

4 到達目標

本市における第3期計画期間中の実績及び国の基本方針等をふまえ、以下の項目について、到達目標として設定します。(資料3-2のとおり)

- (1) 施設入所者の地域生活への移行者数
- (2) 施設入所者数
- (3) 地域生活支援拠点等
- (4) 福祉施設から一般就労への移行者数
- (5) 就労移行支援事業利用者数
- (6) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

5 活動指標等

到達目標を達成するため、以下の項目について、本市における障害のある方を取り巻く現状や第3期計画期間中の実績等を踏まえ、種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めます。(現在、検討中)

- (1) 障害福祉サービス等
- (2) 障害児支援
- (3) 地域生活支援事業

6 障害福祉サービス等に係る計画的な基盤整備の方策

障害のある方とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、以下について、計画的な基盤整備を進めます。(資料3-3のとおり)

- (1) 共同生活援助(グループホーム)の設置促進
- (2) 生活介護事業所の設置促進
- (3) 児童発達支援事業の拡充
- (4) 就労支援体制の推進
- (5) 相談支援体制の充実

7 障害者施策を推進するための方策

- (1) 区ごとの障害者自立支援協議会の設置
- (2) 障害を理由とする差別の解消のための取り組みの推進
- (3) 障害者虐待防止の一層の推進
- (4) 難病等の方々への支援等の充実
- (5) サービスの質の向上に向けた取り組みの推進

8 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

- (1) 点検及び評価体制
- (2) 点検及び評価の基本的な視点